

宮城県, 福島県, 岩手県を訪問される皆様へ

東日本大震災にかかる復興支援の一環として、宮城県、福島県又は岩手県のいずれかの地域を訪問する外国人の方で、次の要件を満たす場合には、査証手数料を免除することといたしましたので、同要件に該当している方は**査証手数料免除申立書**を提出して下さい。

(注1) 必要に応じて疎明資料を提出して頂く場合があります。

(注2) 審査の結果、手数料が免除されない場合があります。

○査証手数料が免除となる要件

1 対象となる方

ア 短期滞在査証以外の査証を申請する場合

対象地域に居住、勤務又は留学する方

イ 短期滞在査証を申請する場合

対象地域を訪問される方

(注)対象地域とは宮城県, 福島県, 岩手県の三県です。

2 対象となる査証

平成28年4月1日から平成33年3月31日までに査証申請した査証